

(5) 個人情報の保護に関する法律の適用について

設置等予定者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 4 章（参考資料 14）の規定のほか、施設の管理運営を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関しては同法第 66 条第 2 項の規定により準用する同条第 1 項の規定により札幌市と同様の安全管理措置義務を負うこととなります。設置等予定者は、実施協定締結前に札幌市が定める個人情報取扱安全管理基準に適合している旨の申出書を提出してください。

(6) 協定

整備及び管理運営に関する具体的な内容は、令和 6 年 ~~7 月頃~~ **9 月頃** に締結を予定している実施協定により定めることとします。

5 利便増進施設について

本事業では、利便増進施設の設置は認めません。